

様式3号

契約の内容

施設名 福島地方環境事務所

工事名	令和7年度中間貯蔵解体廃棄物処分工事（その1）
契約年月日	令和7年7月18日
契約方法	随意契約
工事場所	福島県双葉郡大熊町地内
工事種別	土木工事
契約業者名	清水建設株式会社 土木東京支店
契約業者の住所	東京都中央区京橋二丁目16番1-10号
工期（自）	令和7年7月22日
工期（至）	令和8年2月27日
工事概要	(1) 解体廃棄物処分 1) 廃棄物運搬工（解体物置場からの運搬） 2) 廃棄物選別工 3) 廃棄物運搬工（選別エリアからの運搬） 4) 廃棄物処分工 5) 構造物基礎撤去工（向畑解体物置場c） 6) 仮設工
契約金額	金327,800,000円（消費税込）

随意契約理由書

施設名：福島地方環境事務所

工 事 名	令和 7 年度中間貯蔵解体廃棄物処分工事（その 1）
契約業者名	清水建設株式会社
随意契約理由	<p>本工事は、平成 28 年度中間貯蔵施設の土壌貯蔵施設等工事（大熊町）及び平成 29 年度中間貯蔵（大熊 2 工区）土壌貯蔵施設等工事の建物解体に伴って発生した廃棄物を、廃棄物処理法に基づき排出事業者となる工事の受注者において処理を行うものである。</p> <p>平成 28 年度及び平成 29 年度の建物解体で発生した廃棄物は、後工事の令和 2 年度中間貯蔵施設（大熊 2 工区）の受入分別処理・貯蔵工事において処理を進めたが、廃棄物処分場の処理能力に伴う受け入れ数量等の制限により全数量を処分することができなかつたため、残数量を処理する必要がある。</p> <p>建物解体で発生した廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づき排出事業者が適正に処理する責任を負うことになることから、受注者である清水建設株式会社以外の者が行うことができない。</p> <p>以上のことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号の規定に基づき、競争に付すことなく、清水建設株式会社と随意契約を締結するものである。</p>